

予約
受付中

接種費用
無料

新型コロナワクチン接種

オミクロン株対応 2 価ワクチン 接種開始

■使用ワクチン

- ・ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチン
 - ・モデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン
- 対象年齢は、次の表をご覧ください。

■オミクロン株対応 2 価ワクチン 年齢別接種対象者

新型コロナワクチンの1・2回目接種完了から5か月(※)以上経過した方から接種が可能です。

	1・2 回目 接種対象者	3 回目以降の 接種対象者	
		12 歳以上	18 歳以上
ファイザー社製	×	○	○
モデルナ社製	×	×	○

■予診票の発送

最後の接種から5か月(※)を経過する方へ、順次予診票が発送されます。すでに3回目または4回目用予診票を持っている方は、お持ちの予診票でオミクロン株対応2価ワクチンの接種が可能です。

問い合わせ 四季健康館 ☎ 0299-48-0221 (内線 4022)



■予約方法・接種場所

予診票に同封されている案内や市ホームページをご確認ください。

※接種間隔は、変更となる場合があります。

新型コロナワクチン最新情報は [こちら](#) ▶



第 11 回特別弔慰金

戦没者などのご遺族の皆さまへ

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)の請求期限が残り6か月を切りました。期限内に請求されないと失権しますのでご注意ください。

■支給要件

令和2年4月1日(基準日)時点で公務扶助料などの年金給付の受給権者がいないこと

■支給対象者(戦没者からみた続柄)と支給順位

- (1) 弔慰金の受給権を取得した方(妻など)
- (2) 子
- (3) 戦没者と生計関係を共にしていた
① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹の順
- (4) 上記(3)以外の① 父母 ② 孫 ③ 祖父母 ④ 兄弟姉妹の順
(令和2年4月1日時点で、婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方など)
- (5) 上記以外の三親等内親族
(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を共にしていた方に限る)

※上記の対象者は、戦没者の死亡日までに生まれていたことが第1条件となります。なお、子については戦没者の死亡当時の胎児も含まれます。

■支給の内容

額面25万円(1年間に5万円を5年間)記名国債

■請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日まで
(期間内に請求を行わないと、時効で請求できなくなります)
※申請時に、本人確認書類などが必要になります。
※初めて申請される方は、戦没者との関係を示す戸籍が必要になる場合があります。

該当すると思われる方、該当するか不明な方は、下記へご連絡・ご相談ください。

問い合わせ

小川地区:福祉事務所小川支所(小川総合支所1階)
美野里地区:福祉事務所美野里支所(市役所本庁1階)
玉里地区:社会福祉課 社会福祉係(玉里総合支所2階)
☎ 0299-48-1111 (共通)